

旧板橋区立加賀児童館跡地（区有地）を活用した 認可保育所整備運営事業者公募要領（案）について

1 公募の趣旨

旧板橋区立加賀児童館（以下「旧加賀児童館」という。）の跡地活用については、建物を除却後、認可保育所を誘致する予定である。

旧加賀児童館が所在する地域は、待機児童が多く発生しており、保育所の整備が喫緊の課題となっていることから、区における建物（旧加賀児童館）除却後、事業者において保育所の新設を行うことにより、保育サービス定員の確保を早期に図っていく。このため、旧加賀児童館跡地（区有地）を活用した認可保育所整備運営事業者公募要領（案）を別紙のとおり策定するとともに、今後、運営事業者の公募を進めていく予定である。

2 公募施設及び規模

- (1) 施設 認可保育所
- (2) 開設時期 平成30年4月1日（予定）
- (3) 定員 100人以上

3 運営事業者の応募資格

平成28年4月1日現在において、認可保育所を3年以上運営している法人格を有する事業者であり、かつ、決算期が3期以上経過している事業者であること。

4 建物の解体及び新設

既存の建物（旧加賀児童館）の解体・撤去は区が行い、認可保育所の新設は事業者が行う。

5 土地の貸付条件

- (1) 貸付契約 事業用定期借地権
- (2) 貸付期間 30年以上
 - ※ 貸付期間満了前に区と運営事業者の協議により、再契約できるものとする。
- (3) 借地料等 5割減額（予定）
 - ※ 「定期借地権の設定等による公有財産貸付料に関する取扱基準」：貸付料の減額率は5割以内とし、事業の必要性、緊急性、公益性を勘案のうえ決定する。

6 今後のスケジュール（予定）

平成28年

6月下旬～

住民説明会

7月上旬～9月上旬

公募型プロポーザル運営事業者募集

8月下旬

建築物等解体工事開始

9月上旬～10月中旬

運営事業者選定・決定

11月上旬～

東京都への事前協議開始

平成29年

1月中旬～

東京都児童福祉審議会の意見聴取（計画承認）

1月下旬～

運営事業者による建築確認申請等開始

3月下旬

建築物等解体工事終了

4月上旬～

認可保育所整備開始

平成30年

1月中旬

認可保育所整備終了

1月下旬～2月中旬

施設現地確認（東京都建物検査等）

2月中旬～

認可保育所開設準備

平成30年4月1日

開設予定

※ 平成28年度中

境界確定

境界確定後、板橋区財産評価委員会にて土地の借地料を確定

・貸付における議案提出

・設置・運営に関する基本協定

・定期借地権設定

旧板橋区立加賀児童館跡地（区有地）を活用した
認可保育所整備運営事業者公募要領
（案）

平成28年6月

板 橋 区

目次

1	公募の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2	公募施設及び規模等	・ ・ ・ ・ ・ P 1
3	応募資格	・ ・ ・ ・ ・ P 1
4	予定地の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 2
5	既存建物等及び土地の引渡し	・ ・ ・ ・ ・ P 3
6	土地の貸付条件	・ ・ ・ ・ ・ P 3
7	施設整備及び運営に関する基本的事項	・ ・ ・ ・ ・ P 4
8	開設経費及び運営経費に対する補助	・ ・ ・ ・ ・ P 6
9	募集スケジュール等及び選定方法	・ ・ ・ ・ ・ P 7
10	応募の手順・方法	・ ・ ・ ・ ・ P 8
11	書類作成方法・提出部数	・ ・ ・ ・ ・ P 10
12	提出方法	・ ・ ・ ・ ・ P 10
13	事前相談及び質疑について	・ ・ ・ ・ ・ P 10
14	選考結果について	・ ・ ・ ・ ・ P 10
15	その他	・ ・ ・ ・ ・ P 11
16	問合せ先及び書類提出先	・ ・ ・ ・ ・ P 11

1 公募の趣旨

旧板橋区立加賀児童館（以下「旧加賀児童館」という。）の跡地（区有地）活用については、平成27年5月に策定した「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画（以下「個別整備計画」という。）において建物除却後、民間保育施設の誘致を掲げている。

この地域は、待機児童が多く発生しており、保育所の整備が喫緊の課題となっていることから、区における建物（旧加賀児童館）除却後、事業者において保育所の新設を行うことにより、保育サービス定員の確保を早期に図ることを目的としている。

また、今回の跡地は、平成14年に制定された「加賀一・二丁目地区地区計画」の区域内であるため、本計画に逸脱しないよう、認可保育所の整備を行う必要がある。

2 公募施設及び規模等

(1) 施設の概要

施設種別	認可保育所	
開設時期	平成30年4月1日（予定）	
定員	定員100人以上 年齢構成は、原則として0歳児から5歳児とし、今後、近隣の小規模保育所等に通う3歳児の受け入れを見据え、2歳児と3歳児の定員数に差を設けること。 なお、最終的な定員設定は、板橋区との協議による。	
開所時間	基本開所時間	11時間（午前7時から午後6時30分の間とすること）
	延長保育時間	1時間以上
特別保育対策事業等	① 産休明け保育（生後43日、57日、3か月、6か月からの選択制） ② 延長保育（スポット延長を含む） ③ 要支援児保育 ④ 付帯機能（一時保育、近隣住民のためのコミュニティー機能、地域の子育て支援事業（子育て相談事業、屋外遊戯場開放など）で実施可能な事業を提案すること。）	

(2) その他

整備に関して、事業者は関係法令に基づく施設基準を満たすとともに、以下の「**3 応募資格**」・「**7 施設整備及び運営に関する基本的事項**」に掲げる条件を満たすこと。

3 応募資格

次の条件を満たす事業者であること。

- (1) 平成28年4月1日現在において、認可保育所を3年以上運営している法人格を有する事業者であり、かつ、決算期が3期以上経過していること。
- (2) 次の規程・通知等に定める建物、設備の基準に適合する施設整備を行うこと。
 - 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、同施行規則（平成24年東京都条例第43号及び同規則第47号）
 - 保育所設置認可等事務取扱要綱（東京都福祉保健局26福保子保第3017号平成27年3月31日一部改正）
- (3) その他の条件
 - ① 「**2 公募施設及び規模等**」(1)に示した開設日の2か月以上前までに完成し、か

つ保育所の設置認可等について「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付、児発第295号（平成26年12月12日付、雇児発第1212第5号最終改正、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下「厚生労働省通知」という。））等の通知により認可される見込みであること。

- ② 社会福祉法人以外の法人が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（厚生労働省通知第1の3の（3））による条件を満たすとともに、原則、直近の会計期間において債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、かつ、直近3期の会計期間で連続して損失を計上していないこと。
- ③ 「室内化学物質対策実施基準」に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

4 予定地の概要

(1) 所在地及び建築条件

土地	旧加賀児童館用地
地番	板橋区加賀一丁目3356番99
住居表示	板橋区加賀一丁目9番11号
登記面積	819.31㎡
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	300%
高度地区	35m第3種高度地区(ただし、地区計画による高さの最高限度45m)
防火指定	準防火地域
日影規制	高さが10メートルを超える建物の場合（測定水平面4m） [敷地境界から5mを超えて10m以下の部分] 5時間以上 [敷地境界から10mを超える部分] 3時間以上 建物の日影を生じてはいけない
接道状況	認定幅員6～8m（認定第2093号線） 現況幅員7.79～7.92m 建築基準法第42条第1項第1号（道路法による幅員4m以上の道路）
地区計画	加賀一・二丁目地区地区計画区域内
景観計画	景観形成重点地区（加賀一・二丁目地区）内

(2) 交通

都営三田線 板橋区役所前駅 徒歩10分

新板橋駅 徒歩9分

バス停「東板橋体育館入口」より徒歩1分

(3) 計画道路

計画道路の予定はない。

(4) 埋蔵文化財

旧加賀児童館用地は、埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、調査は不要である。

5 既存建物等及び土地の引渡し

- (1) 既存の建物（旧加賀児童館）、門扉、壁等の工作物の解体及びすべての杭の引き抜きは区が行う。
- (2) 上記（1）終了後、事業者へ引き渡しとなるが、解体のスケジュール、アスベスト除去や土壌改良の必要性によっては、「9 募集スケジュール等及び選定方法」（1）に示している平成29年4月上旬から認可保育所の整備に移行できない可能性があることについて留意すること。
※ ただし、「10 応募の手順・方法」（2）⑩開設までのスケジュールについては、「2 公募施設及び規模等」（1）にあるとおり、平成30年4月1日（予定）開設で作成すること。

6 土地の貸付条件

- (1) 貸付契約については、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に規定する事業用定期借地権に基づく土地賃貸借契約とする。なお、借地権の設定登記は、事業者の費用負担により設定できるものとする。
- (2) 貸付期間は、30年以上とする。
なお、貸付期間満了前に区と運営事業者の協議により、再契約できるものとする。
- (3) 貸付開始時期については、事業者の建物等の建設に要する期間、並びに事業者の整備した建築物等の撤去等の原状回復に要する期間を含むものとする。
- (4) 借地料等
 - ① 月額借地料
月額442,222円（概算）とする。
※ 借地料は、当該用地の境界確定を実施し、面積が確定し次第、板橋区財産評価委員会において評価した後、区議会の審議を経た後に正式決定となるため、上記の借地料はあくまでも概算の予定価格である。上記の借地料は、既に実施している区有地を活用した認可保育所の借地料と同様の考え方を基本とし、平成28年4月現在における土地の評価額を「東京都板橋区行政財産使用料条例」第2条（1）より算出した後に、5割減額した金額である。
なお、工事期間中の借地料は免除する。
 - ② 借地料の改定
借地料は、原則として3年に1度、土地の評価額を見直し、改定を行う。
 - ③ 保証金
 - 1) 保証金は、月額借地料442,222円の場合、借地料の24か月（10,613,328円）を予定としている。
 - 2) 保証金は、貸付料の滞納、原状回復不履行など債務に対する担保とし、貸付期間が満了したとき、若しくは契約が解除されるときに返還するが、利息は付さない。また、保証金を返還する場合に債務を有するときは、保証金を当該債務の弁済に充当し、その額を差し引いた額を返還する。
- (5) 用途の指定等については、原則として土地は「2 公募施設及び規模等」（1）施設種別の施設以外に使用することはできない。承諾なく目的外に使用した場合及び第三者に転貸した場合は、土地賃貸借契約を解除し、原状回復（更地）の上、直ちに区へ返還すること。

(6) 土地の返還については、貸付期間満了または契約解除の際は、原則として事業者の負担により原状回復をしたうえ、区へ返還すること。

(7) その他、契約の解除その他の事項については、土地賃貸借契約による。

7 施設整備及び運営に関する基本的事項

(1) 整備にあたっての留意事項

① 区との協議

施設整備にあたっては、区と協議を行うとともに、区から指導があった場合には、これに従うこと。

② 近隣住民の要望に対する対応

施設の建設にあたっては、騒音（音に関して個別の配慮が必要となる。）や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し、事業者の責任において誠意をもって対応すること。ただし、本公募による事業者決定後、区の指示があるまでは、近隣住民に対する個別の説明や調整等を行わないこと。

※ 加賀まちづくり協議会と計画協議を行うこと。

③ 次の事項を遵守して施設整備を行うこと。

ア 施設は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な2か所2方向の避難経路を設置すること。保育室等を2階以上に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2か所2方向の避難経路を確保すること。

イ 0歳児室には「前室（独立した受渡しスペース）」を設けること。

ウ 保育を複数階に分けて行う場合は、原則、給食専用の昇降機を設置し、適宜配膳室を設けること。

エ 面積基準及び保育従事職員の配置については、板橋区保育所事業実施要綱に示されている基準を満たすこと（下表参照）。また、職員配置については、年齢や経験年数などのバランスを十分考慮すること。

【職員配置基準一覧】

区 分		保育従事職員配置基準	面積基準
保 育 士	0歳児	乳児3人に対し保育士1人以上	5㎡/人以上【区】
	1歳児	幼児5人に対し保育士1人以上【区】	3.3㎡/人以上
	2歳児	幼児6人に対し保育士1人以上	1.98㎡/人以上
	3歳児	幼児15人に対し保育士1人以上	
	4歳児・5歳児	幼児30人に対し保育士1人以上	
	休憩	定員90人以下の施設：+1人	-
	充実【区】	定員20人から60人まで、及び91人以上の施設：+1人	-
11時間開所【区】	・定員60人以下の施設：+1人 ・定員61人以上の施設：+2人	-	
保健師等【区】	・0歳児9人以上の施設：保健師等（保健師、助産師、看護師含む。）を常勤1名配置 ・0歳児6人以上9人未満の施設：保健師等（常勤が困難な場合は非常勤可）を1名配置	-	

調理員等 【区】	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都保育所設置認可等事務取扱要綱上の定数のほか、1人加配する。定員150人以上の場合は別途指示する。 ・0歳児6人以上の場合はさらに+1人 	-
-------------	--	---

- オ 原則、屋外遊戯場を設けること（屋上でも可）。
- カ 給食搬入口を原則、調理室前室に設けること。
- キ 付帯機能（一時保育、近隣住民のためのコミュニティー機能、地域の子育て支援事業（子育て相談事業、屋外遊戯場開放など））を提案すること。
- ク 敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車両の駐停車スペースを確保すること。なお、敷地内に確保できない場合については、代替として近隣の駐車場を確保すること。
- ケ 敷地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場を設けること。
- コ 屋外遊戯場については、計画地内として提案すること。ただし、屋上を活用する場合は、防音等について近隣への十分な配慮をすること。
- サ 周辺環境を考慮し、安全に配慮した施設整備を行うこと。
- シ 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和させること。
- ス 太陽光発電、太陽熱温水器や壁面緑化の導入など、環境負荷の低減に努めること。
- セ 本体工事等の契約は、原則として入札とすること。
- ソ 工事等の進捗状況を定期的に区に報告すること。
- タ 開設する保育所には、火災通報装置、学校110番、自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- チ 保育施設の名称は、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、区と協議のうえ、決定すること。
- ツ 整備にあたり、以下の法令及び条例、関係規定の基準を満たすこと。
- ※ ここに掲げる法令及び条例、関係規定が全てではないので、注意すること。
- a 児童福祉法及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の関係法令
 - b 都市計画法及び関係法令
 - c 建築基準法及び関係法令
 - d 消防法及び関係法令
 - e 景観法（板橋区景観計画）
 - f 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - g 東京都福祉のまちづくり条例
 - h 加賀一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - i 東京都板橋区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則
 - j 東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
 - k 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
 - l 文化財保護法
 - m その他、建築確認申請に伴い必要な条例等の手続き
 - n 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

- o 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- p 私立保育所法外援護実施要綱
- q 板橋区民間保育所整備費補助要綱
- r 板橋区私立保育所延長保育事業費助成実施要綱

(2) 運営に関する条件

- ① 設置・運営に関する基本協定の締結
事業者として選定後、提案された事業を確実に実施するために、区と基本協定を締結するものとする。
- ② 事業実施期間
本公募により整備する施設は、区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施すること。
- ③ その他の要件
 - ア 苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う弁護士、学識経験者等による「第三者委員」を設置すること。
 - イ 福祉サービス「第三者評価制度」を定期的に受審すること。
 - ウ 区の保育行政を理解し、連携・協力すること。
 - エ 近隣住民との連携、居住環境の保全に努めること。
 - オ 保護者の車両（自転車は除く。）による送迎は、近隣住民への迷惑となることから厳禁とし、入園の前に保護者へ十分に説明を行うこと。

8 開設経費及び運営経費に対する補助

原則、平成29年度の予算の範囲内において以下の補助を行う。

なお、平成30年度の予算執行が必要な案件については、平成30年度予算の範囲内で補助を行う予定である。

(1) 施設整備費補助

実支出額と補助基準額を比較し、低い金額に補助率(7/8)を乗じて得た額とする。

(2) 補助基準額（次頁参照）

※ 補助基準額及び補助率は、東京都の制度である「多様な主体による保育所緊急整備事業」の要綱に基づくため、変更される可能性がある。

平成28年4月現在

項目		基準額1施設当たり
本 体 工 事 費	定員71～100人	184,800,000円
	定員101～130人	222,300,000円
	定員131～160人	257,300,000円
特殊付帯工事		14,100,000円
設計料加算		本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%を上限

保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員71～100名	23,000円
	定員101～130名	19,000円
	定員131～160名	18,000円

(3) 開設準備経費

項目	補助額
学校110番	300,000円を上限
自動体外式除細動器(AED)	390,000円を上限

(4) 保育所運営費

運営費補助は、子ども・子育て支援新制度に基づき、その他、「板橋区保育所事業実施要綱」及び「板橋区私立保育所法外援護実施要綱」に基づき、区内私立認可保育所と同様の補助を行う。

※ 保育所の会計は、株式会社であっても、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日付、雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号(平成27年9月25日付、雇児発0925第1号、社援発0925第1号、老発0925第1号最終改正))の定めるところにより処理すること。

9 募集スケジュール等及び選定方法

(1) 募集スケジュール等

平成28年

6月下旬～	住民説明会
7月上旬～9月上旬	公募型プロポーザル運営事業者募集
8月下旬	建築物等解体工事開始
9月上旬～10月中旬	運営事業者選定・決定
11月上旬～	東京都への事前協議開始

平成29年

1月中旬～	東京都児童福祉審議会の意見聴取(計画承認)
1月下旬～	運営事業者による建築確認申請等開始
3月下旬	建築物等解体工事終了
4月上旬～	認可保育所整備開始

平成30年

1月中旬	認可保育所整備終了
1月下旬～2月中旬	施設現地確認(東京都建物検査等)
2月中旬～	認可保育所開設準備

平成30年4月1日

※ 平成28年度中

開設予定
境界確定
境界確定後、板橋区財産評価委員会にて土地の借地料を確定
・貸付における議案提出
・設置・運営に関する基本協定
・定期借地権設定

(2) 選定方法

事業者から提出された提案内容について、次の手順で選考を行う。

①第一次審査（書類審査）

提案書等による書類審査、財務状況審査を行う。

②第二次審査（事業者プレゼンテーション）

事業者におけるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング（運営状況等審査）を行い、総合評価により選考・選定を行う。

10 応募の手順・方法

(1) 応募の流れ

提案書類等提出 ⇒(第一次審査通過)⇒(第二次審査通過)⇒ 事業者決定

(2) 提案書類等の提出について

(財務関係書類)

① 財務関係書類について（様式1）

② 財務関係における提出書類（決算書（直近3期分）、職員数、事業収支計画）

③ 普通預金・定期預金等の残高証明書（提案書提出日の1か月以内のもの）

④ 法人税の納税証明書（ア及びイの証明については、決算報告書のうち直近の会計年度と同年度のもの1年分、ウについては直近3か年分）

ア 納税額等の証明（その1）

イ 所得金額の証明（その2）

ウ 滞納処分を受けたことがないことの証明（その4）

⑤ 法人住民税（都道府県民税・市町村民税）の滞納をしていないことを証する書類（決算報告書のうち直近の会計年度と同年度のもの1年分）

※ 所管の都道府県及び市町村で取得。ただし、東京23区内の法人は、東京都の特例により、市町村民税相当分も合わせて都民税として所管の都税事務所に申告して納めるため、都民税に関する書類のみとする。

(提案書類)

⑥ 旧加賀児童館跡地（区有地）を活用した認可保育所運営事業者提案書（様式2）

⑦ 建物の配置図（計画）

※ 屋外遊戯場等を含む敷地全体を表示し、各階にある保育室から公道までの2か所2方向の避難経路を図示すること。

⑧ 建物の平面図

※ 平面図には、乳児室、保育室、調理室、医務室、トイレ等のレイアウト案、各室の面積（乳児室と保育室は有効面積とした部分を平面図にも表示すること）、非常口の位置、各保育室からの避難経路を明記すること。

※ 自転車置場、ベビーカー置場、駐車場の位置を明示すること。

⑨ 建物のコンセプト

※ 採光、安全への配慮、防犯・不審者対策、駐輪・駐車対策、近隣への日照、騒音等の配慮について記載すること。

⑩ 開設までのスケジュール

※ スケジュール及び工事にあたっての近隣住民への説明等について記載すること。

※ 施設完成後、東京都による現地確認は開設日の2か月半程度前に実施する予定を考慮し計画すること。

⑪ 事業計画書

事業計画書の他、ア～セの各項目について、どのように運用しているのか分かる資料（各種マニュアル、様式、献立等）を項目毎に添付すること。

ア 保育理念、運営方針について

イ 保育課程、指導計画について

※ 食育の計画についても記載すること。

ウ 特別保育について

※ 0歳児保育（受入れ月齢、保育体制）、延長保育（対象児童、利用料金、受付方法、保育体制）、要支援児保育（保育体制、家庭や専門機関との連携）、付帯機能及びコミュニティー機能について記載すること。

エ 料金設定案

※ 延長保育料の他に徴収を予定する費用すべてについて記載すること。

オ 年間行事計画について

カ 職員の採用、配置（園長及び主任予定者の実務経験、その他職員の経験年数・年齢構成等）、人材育成（研修等）、会議、健康管理等の考え方

※ 特に保育士の確保策について詳しく記載すること。

※ 保育士の離職率（年初の職員数に対する離職者数の割合）についても記載すること。（平成25年・26年・27年の3か年分）

キ 給食提供についての考え方

※ 保護者への情報提供、アレルギー対策についても記載すること。

※ 献立表（案）を1か月分、乳幼児・離乳食（全区分）を提出すること。

ク 児童の健康管理及び衛生管理についての考え方

※ 健康診断、与薬、緊急時対応、感染症対応等についても記載すること。

ケ 事故防止・安全管理についての考え方

※ 不審者対応についても記載すること。

コ 災害対策、消防計画、避難訓練等についての考え方

※ 災害時の連絡体制・避難誘導體制等についても記載すること。

サ 虐待についての考え方

シ 保護者との連絡・連携についての考え方

ス 地域との関わり、近隣住民への対応についての考え方

セ 苦情対応についての考え方

⑫ 事業者関係書類

ア 事業経歴、概要、実績が分かるもの

イ 代表者の経歴及び役員名簿

ウ 現在運営している保育所等の運営実績・現況が分かるもの（認可保育所又は認証保育所等の運営形態、開設（予定）時期及び定員が分かるように記載すること。）

⑬ 法人に関する資料

ア 登記事項証明書（全部）

イ 定款又は寄付行為の写し

ウ 法人の概要書（会社案内等）

11 書類作成方法・提出部数

(1) 財務関係書類の提出について(書類①～⑤)

- ・財務関係書類について(様式1)は指定様式で作成すること。
- ・資料はA4サイズとする。
- ・A4-S 2穴ファイルに綴じ、書類名のインデックスをつけること。
- ・提出部数 正本(社名明記、要押印)…1部
副本(社名明記)…3部

※ 財務関係書類については、外部評価を行うことから、準備ができ次第提出すること。

(2) 提案書類の提出について(書類⑥～⑫、及び正本のみ⑬)

- ・事業計画書等は様式自由とし、A4(縦)を用いて簡潔に記載すること。
(⑦・⑧の平面図等についてはA3サイズ可)
- ・事業計画書その他、各項目について、どのように運用しているのか分かる資料(各種マニュアル、様式、献立等)を項目毎に添付すること。
- ・A4-S 2穴ファイルに綴じ、書類名のインデックスをつけること。
- ・提出部数 正本(社名明記、要押印)…1部 ※正本のみ⑬を追加
副本(事業者が特定できる表示(社名、施設名)を一切しないこと。)
…9部

※代表者の氏名、経歴等、事業者の特定に繋がらないように、記載すること。

(3) 図面関係書類(書類⑥～⑩) ※上記(2)とは分けて作成すること。

- ・A4-S 2穴ファイルに綴じ、書類名のインデックスをつけること。
- ・提出部数 正本(社名明記、押印不要)…1部
副本(社名明記、押印不要)…1部

(4) その他

- ・連絡用の封筒(住所等を記載し、82円切手を貼付したもの)…2通

12 提出方法

原則、子育て支援施設課に持参とし、必ず電話により、訪問予定日時を予め連絡したうえ、提出すること。

13 事前相談及び質疑について

(1) 事前相談及び質疑の資格

応募申込者とする。

(2) 事前相談及び質疑の方法等

事前相談については、事前に電話で日時を確認した上で、区役所へ来庁すること。

また、質疑については、要旨を簡潔にまとめ、必ず文書化し、当課まで持参するかファクシミリあるいはメールで送信すること。

(3) 質疑に対する回答

応募書類の作成に関する事項については、質問者が特定できない形で、応募者全員に質疑と回答をお知らせする予定である。質疑の回答は、本要領と一体のものとして、要領と同様の効力を有する。

14 選考結果について

第一次審査結果及び第二次審査結果は随時通知する。

15 その他

- (1) 板橋区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (2) 応募書類等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、板橋区は、事業者の公表等が必要な場合には、応募書類等の内容を、個人に関する情報を除き、無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却することはない。
- (4) 各種書類は提出期限内に提出すること（事業者決定後も含む。）。
- (5) 応募申込後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (6) 応募に関する一切の費用（物件の確保等に関する費用を含む。）は事業者の負担とする。
- (7) 公正証書作成及び借地権登記の費用等、土地貸付にかかわる契約に要する費用は、事業者の負担とする。
- (8) 情報公開について

ア 応募書類等

事業者決定後において、区に提出された書類（提案書等）について情報公開請求があった場合は、提案書等に記載されている事業者情報（※）に係る部分や個人情報とは非公開となり、これを除いた部分のみが公開となる。

※ 事業者情報とは、板橋区情報公開条例に基づく非公開の情報であり、事業者及びその事業に関する情報であって、公にすることにより不利益を与えることとなるものをいう。いわゆる事業者のノウハウに関する情報がこれに該当となる。

イ 評価結果

事業者決定後において、応募事業者の個別評価結果について、情報公開請求があった場合には、事業者が特定できない形での公開となる。

16 問合せ先及び書類提出先

〒173 - 8501 板橋区板橋二丁目66番1号（区役所南館3階22番窓口）
板橋区子ども家庭部子育て支援施設課計画・待機児対策係 担当 江原（えはら）
電話 03-3579-2493 FAX 03-3579-2487
Eメール kk-mshisetsu@city.itabashi.tokyo.jp